

# 電気通信大学広報センター規程

平成20年 4月 1日

改正

平成21年 5月19日

平成22年 4月20日

平成22年 7月21日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学広報センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、全学における広報業務を掌握し、機動的かつ効率的な広報を遂行することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報に関する企画及び運営に関すること。
- (2) 広報に関し、本学における総括及び連絡調整に関すること。
- (3) その他広報に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 広報スタッフ
- (3) 第5条の2に定める副センター長

2 センターに、センターの業務を遂行するため、特任教員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条の2 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名することができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日でなければ

ならない。

(広報スタッフ)

第6条 広報スタッフは、職員のうちからセンター長の推薦に基づき学長が指名する。

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの管理運営及び事業に関し必要な事項を審議するため、電気通信大学広報センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第8条 センターに必要なに応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員は、センター長が指名する。

(事務)

第9条 センターにおける総括事務は、総務部総務企画課広報・基金・卒業生室が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 電気通信大学広報室設置要項（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。